

消 防 危 第 2 6 9 号  
消 防 特 第 2 1 9 号  
平 成 1 7 年 1 1 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事 }  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する  
法律の一部の施行期日を定める政令の公布について（通知）

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成17年政令第352号）が本日公布されました。

つきましては、下記事項について、その運用に配慮されるとともに、都道府県にあっては貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いします。

記

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行期日は、平成17年12月1日としたこと。

政令第三百五十二号

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十五号）

附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期

日は、平成十七年十二月一日とする。